

京都市帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

東亞經濟叢論

第 三 卷 第 二 號

昭 和 十 八 年 五 月

滿洲經濟建設 <small>に於ける</small> 國家資本の地位……………	經濟學士 島 恭 彦
唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例……………	文學博士 那 波 利 貞
南方社會の一考察……………	經濟學士 鍵 本 博
山西の土法製鐵……………	經濟學士 菊 田 太 郎
農産増強と滿洲開拓政策の課題……………	經濟學士 山 岡 亮 一
支那蠶絲業の調整政策……………	經濟學士 堀 江 英 一
佛印關稅制度の意義……………	經濟學士 河 野 健 二
華北郵政人壽保險制度梗概……………	法 學 士 青 谷 和 夫

(裝 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

唐代民間に於ける度量器使用習慣の 實情と布帛測定尺の一實例 (三)

那 波 利 貞

四

唐代に於ける絹纒は疋を以て、布は端を以て、綿は屯を以て、麻は綫を以てそれぐその計數の基本的呼稱とした。これ本より計會上の便を謀るに出で、自ら古くより支那民間に行はるゝ習慣であるが、唐政府は此等の一疋・一端・一屯・一綫に法定的分量を嚴定してあつた。唐の杜佑の『通典』卷六、食貨六、賦稅下、唐の條に

〔開元〕二十五年定令。諸課戶一丁租調。準武德二年之制。其調絹纒布。並隨鄉土所出。絹纒各二丈。布則二丈五尺。
輸絹纒者。綿三兩。輸布者。麻三斤。其絹纒爲疋。布爲端。綿爲屯。麻爲綫。

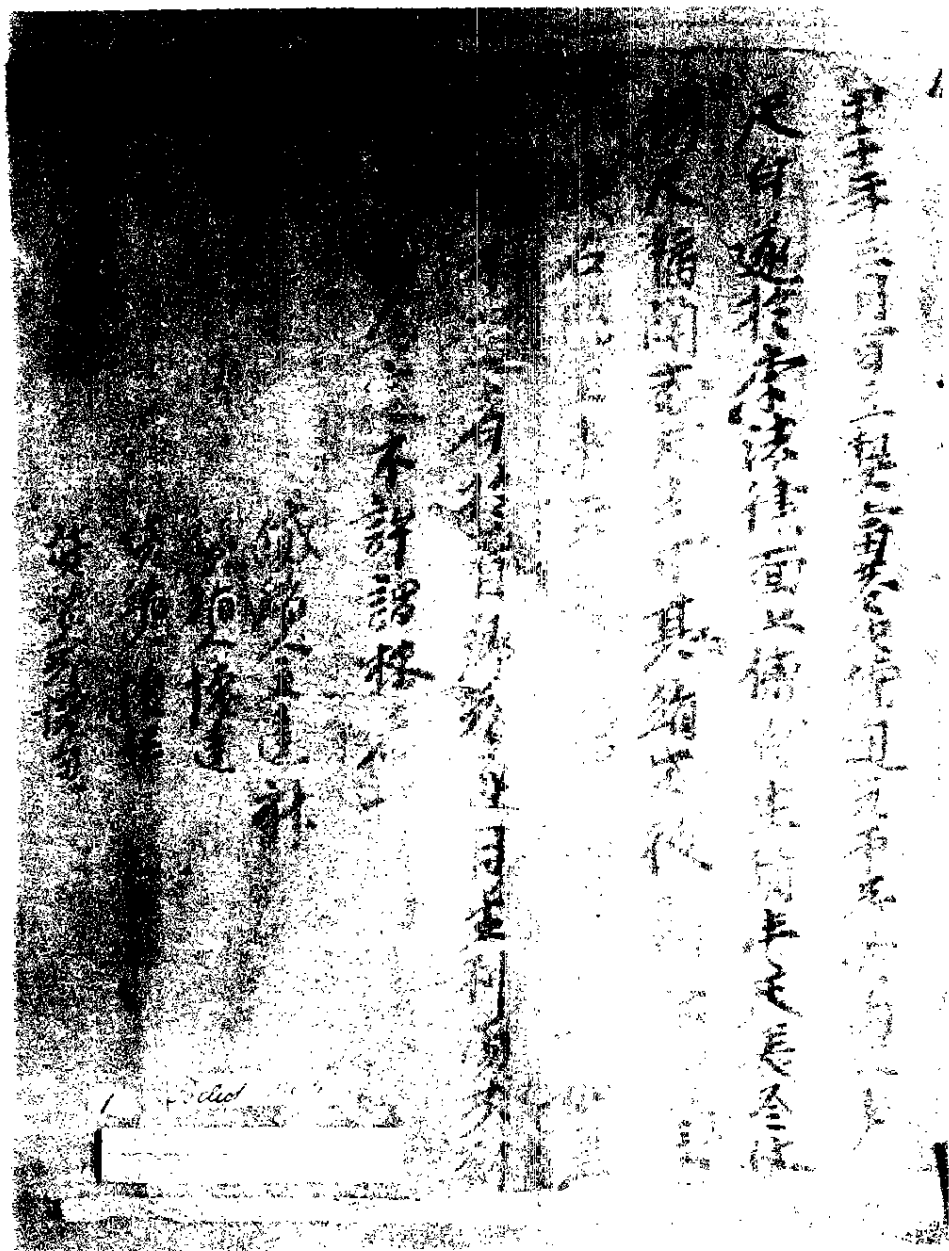
とあり、當時實際社會に於ける計會に此の疋・端を以て致したる證據は、佛國々立圖書館所藏燉煌文書第貳九壹貳號紙背に有る唐代文書『丑年四月己後儂家緣大衆要送路人事及都頭用使破歷』と題する會計收入支出文書斷簡に

四月己後儂家緣大衆要送路人事及都頭用使破歷。

五月十五日。上宋 教授柴綜布。壹拾伍疋。

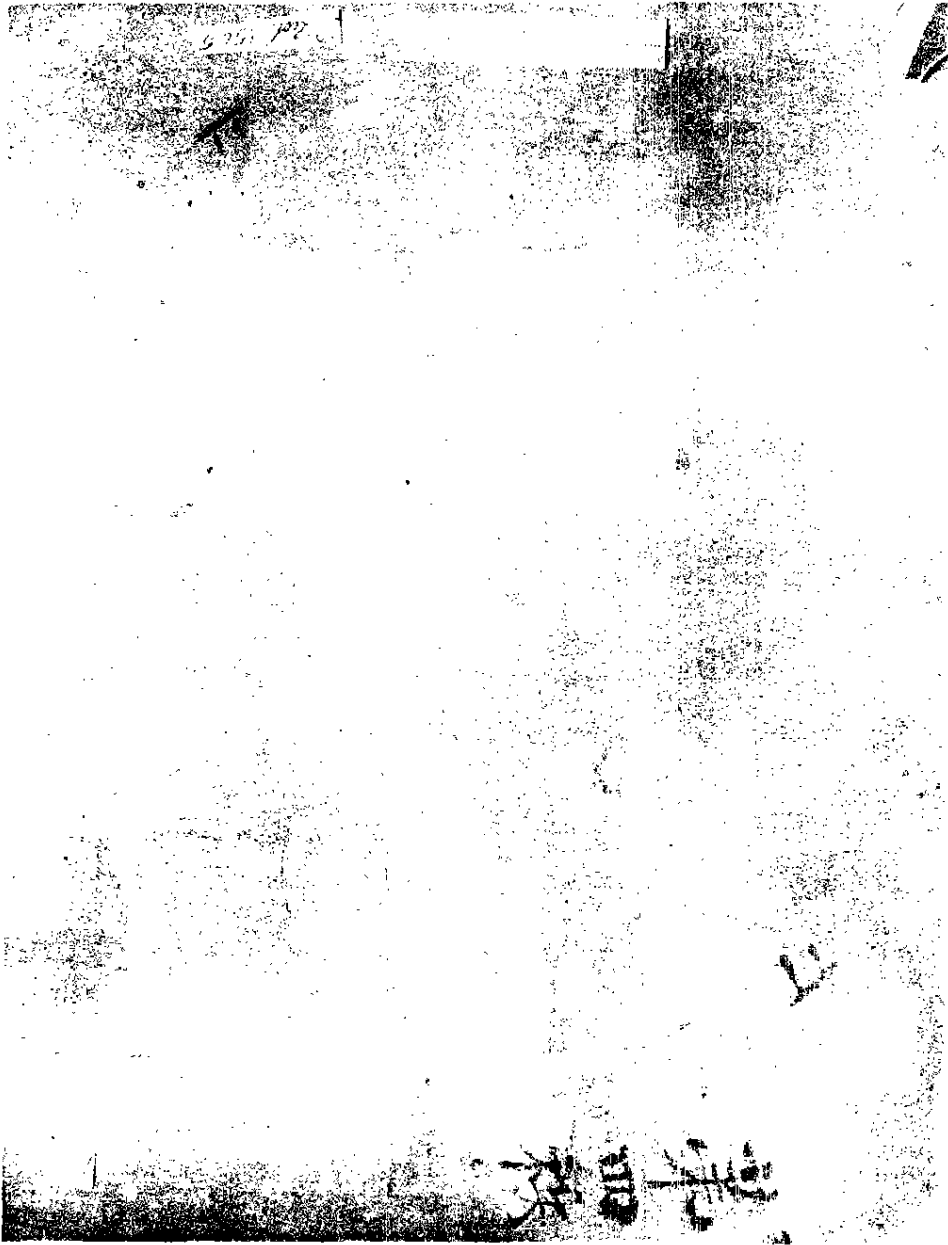
燉煌發見『甲子年三月一日氾懷通等兄弟四人借絹契文』影片

(佛國國立圖書館所藏第參五六五號燉煌文書)



燬發見「甲子年三月一日氾懷通等兄弟四人借絹契文」紙背度尺標記影片

(佛國國立圖書館所藏第參五六五號燬煌文書紙背)



照影不鮮明なれども度尺標記及び尺在文書見の文の見の一字を讀み得らる

十七日。瓜州論乞林沒熱懶絹一疋。 慈燈收領。

廿四日。奉_二 教授處分。付_三都頭慈燈。柴絲布拾疋。

奉_二 教授處分。送路都督布兩疋。 宋國寧兩疋。

會寺主都師布二疋。 出福斷下。

教授送路布十五疋。 准_二麥六十七石五斗。 都頭分_三付

慈燈_二布十疋。 准_二麥四十五石。 與_三宋國寧_二布兩疋。

准_二麥九石。 都計一百廿一石五斗。

小齋儼布一疋四石四斗。 廣藏 薛家儼布一疋四

聚儼布三石九斗志遠 悉均布一疋四石三斗

一疋四石二斗惠海 海_口布兩疋 綾織一疋四石五斗

道織一疋 付啓緣。 但_レ修布一疋 出福漸下

の如き例あり、儼とは佛事を作す者の僧侶に給する錢穀布帛等の意にして俗には襦にも作る。要するに所謂布施料である。また佛國第參〇參四號燉煌文書紙背にある『雜布買賣文書』に

〔前部缺紙〕

一端准 索格買_二雜布_二一

阿郎雜布一准八百文

絹布 六端 雜布 九端

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷 二二二

第二號

二五

布一端准八百文 欠廿文未入 鄧七買雜布一端准

買葛布一端一千文 令狐敬雜布一端八百五十入丁

買雜布一端八百五十文宋知古買雜布一端八百文

買雜布一端八百文 四月二日賣雜布一端八百文

都縮更買葛布一端准一千文 欠一百文 雜布一端八百文汪蔭買雜布一端

七千四百卅六文

索郎雜布半端四百文

唐綉葛布一端一千三百

令狐休雜布一端一千文 欠二百文

三千三百五十文未入

六千六百卅六文入丁

の如き例あり、殊に後者の紙表には則天武后文字の文書あれば蓋し初唐時代のものなるべく、當時の布一端の價が見えて興味が多い史料である。因みに葛布の葛や縵は^ゴの音譯にして、實質的には絺綌布を指す。次に唐政府が絹一疋・布一端の長さと同幅とを幾何尺寸に法定してあつたかと謂へば、前掲の『通典』の該條の原註に

準令。布帛皆濶尺八寸。長四丈爲疋。布五丈爲端。綿六兩爲屯。絲五兩爲絢。麻三斤爲緞。

とあり、絹や絺綌布は皆唐の法定度尺に據る壹尺八寸の幅、絹帛は四丈を以て、絺・綌布は五丈を以て、それ

ぞれ一疋・一端と法定してあつた。此の規定は或る程度天下に實行せられたるもの様で、其の證據として沙州燉煌地方に於ける中晚唐乃至五代時代の布帛貸借契約文契を多數列擧し得る。茲に其の二三を例示すれば、佛國國立圖書館所藏燉煌文書第參壹貳四號の『甲午年八月十八日鄧善子借絹契文』には

甲午年八月十八日。鄧善子。多_レ少_二疋物。

遂於_二鄧上座面上。貸_二生絹壹疋。長參

丈捌尺五寸。福壹尺九寸。又貸_二生絹壹

疋。長參丈九尺。福壹尺九寸。其須_レ限至_二十一月

填還。若違_二時限_二不_レ還。於鄉_レ元生利。

恐_二人無_レ信。故立_二此契。用爲_二後憑。

貸絹人 鄧善子

見人 押衙張宗進

見人 上座 宗福

右の第一行目の少の字は缺くるの意、即ち缺乏である。見人とは立合證人で、連帶責任者たる保人よりは稍輕い責任者である。借の字に當るべき個所に貸の字を用ひあるは前述の買賣に對する唐人の考の條にて説及したる通り、此場合の絹本位より見れば貸されて行くことは借られて行くことであるからで、唐時の貸借行爲に對する民衆の考を暗示せるものである。この契文にては幅壹尺九寸、長さは參丈八尺五寸乃至參丈九尺一疋の絹と爲つ

て居る。また佛國同第參四五參號の『辛丑年十月廿五日賈彥昌借絹契文』には次の如くある。

辛丑年十月廿五日。賈彥昌緣_下往_ニ西州_一充_レ使。遂

於_ニ龍興寺上座心善面上_一貸_ニ生絹壹疋_一。長

參拾柒尺貳寸。幅壹尺捌寸。又貸_ニ帛絁

綿綾壹疋。長貳丈參尺陸寸。幅壹尺玖寸

半。自_レ貸後。西州廻日。還_ニ利頭好立機兩疋_一。各

長貳丈伍尺。若路上般次不_レ善者。仰_ニ口承人弟

彥祐。於_ニ尺數_一還_ニ本綾本綿綾_一便休。若直

善到。利頭當日還納。本物限_ニ入後壹日_一

還納。恐_ニ後無_レ憑_一。故立_ニ此契_一。

貸物人 賈彥昌 老

口承人 弟賈彥祐

見人 趙留住

右の第一行及び第五行に見える唐代の西州とは、天山軍交河縣なること英國_々立博物館所藏スタイン氏將來文書第參六七號の『唐代伊州地理書殘卷』に徵證して明確であり、交河縣は即ち今日の吐魯番(Turpan)の地である。沙州より西州に使者として行くことの見える燉煌文書は夥多しく遺存し、兩地間の交通關係の密接なりしこ

とを想見せしむる。第五行目・第八行目に見ゆる利頭の頭の字は接尾語にして、利頭とは利子・利息の意の中晩唐時代に於ける民間俚俗語、此の際の頭の字は石を石頭、罐詰品を罐頭食品、包物を包頭、指を指頭、庫を庫頭、眉を眉頭、鼻を鼻頭、鉢を鉢頭などと稱すると一般にして、唐宋時代の詩に習見し、駱賓王・白居易・杜荀鶴・張祐・顧況・蘇軾・范成大などの作に見える。口承人は周旋責任者の意である。此の契文にては幅壹尺八寸乃至壹尺九寸、長さ參丈七尺二寸の一疋絹と爲りてゐる。また佛國同第參四五八號の『辛丑年四月三日押衙羅賢信借絹范慶住契文』には

辛丑年四月三日立契。押衙羅賢信。入奏充使。

欠三闕疋帛。遂於三押衙范慶住面上。貸三生絹

壹疋。長參丈玖尺。幅闊壹尺玖寸。其押衙

廻來之日。還下納。於三疋數一本利面疋。若身東

西不レ善者。一仰三口承弟兵馬使羅恒々一祓當。

恐三後無三憑。故立三私契。

貸絹人 押衙羅賢信 訖

口承 弟兵馬使羅恒々 乙

見人 兵馬使 何

なる一例あり、十割の利子とは随分高い利率である。は以下空白を示して姦謀を防ぐのであ

唐代民間に於ける度量器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例 第三卷 二二五 第二號 二九

る。これでは幅壹尺玖寸、長さ參丈九尺一疋の絹と爲つて居る。また佛國同第參〇五壹號紙背の『丙辰年三月廿三日三界寺僧法寶借絹契文』は紙幅の下部に缺損があるが

丙辰年三月廿三日。三界寺僧法寶。往於西州充使
遂於同寺法〔律〕戒德面上。貸黃絲生絹壹疋。長肆拾尺
玖寸。其絹梨頭立機壹疋。到日填還。若於限不還者
生利。若道上不平等者。并絹及利。壹仰口承人弟
取本絹。兩共對面平常爲第。不許關故。一
用爲後驗。押字爲第。

〔以下缺紙幅〕

とあり、第二行目の法の字の下には律の字を脱せるなるべく、第三行目の梨頭は利頭の普通當字、第五行目の平常は平常の當字、第五行・第六行に見える第の字は定の字の當字にして正しくは爲定であらう。此の契文のある燉煌文書の紙表は『佛教讚嘆文』にしてその尾に二行に

維大周廣順參年癸丑歲肆月廿日 三界寺禪

僧法保自手寫紀

なる識語あれば、こは後周の太祖の廣順三年皇紀一六一三年
西紀九五三年の寫にして、五代末のものなれば、紙背の右貸借契文の丙辰年は恐くは後周の世宗の顯德三年皇紀一六一六年
西紀九五六年丙辰年であらうから、五代の後周時代に燉煌地方に於

て絹壹疋が四丈なりしを知るべきである。第二行目の下部行尾より第三行目の行頭の間は文章を缺如せるが、類文より類推して長肆拾尺。幅闊壹尺玖寸。とありしものと考へられるから、此の契文にては即ち幅壹尺九寸、長さ四丈一疋の絹と爲つて居る譯である。また佛國同第貳五〇四號紙背の「辛亥年四月十八日押衙康幸全借絹契文」は

辛亥年四月十八日。押衙康幸全。往於伊州_下方

使。欠_二少貨物_一。遂於_二著壽郭順子面上_一。〔貸〕_二白絲

生絹壹疋_一。長參丈玖尺。幅闊壹尺玖寸。其

精利頭錡鑑壹箇。重_二貳拾兩_一。本絹幸全

到_レ城日。限至_二九月_一填還。若限滿不_レ還者。又須

利。忽若推_レ言。擊_二奪家資_一。身若東西不_二平

善_二者_一。於_二口承弟幸運面上_一。於_二幅尺_一准_レ契。

取_二本絹兼_レ利_一。仍在〔以下闕文〕

此の佛國第貳五〇四號燉煌文書の紙表は學界に著名なる「唐代職官表」にしてその「新平闕式」の欄内に天寶元載六月十二日の牒文明記せられればその天寶元年皇紀一四〇三年
西紀七四三年以後のものたること明確にして、随つてその紙背に有る右の契文も天寶元年六月十三日以後のものたること確實であり、先づ恐らくは中唐晚唐時代のものであらう。第二行目の白の字の上に貸の字を脱せるものと考へられる。此の契文にては幅壹尺九寸、長さ參丈九

尺一疋の絹と爲つて居る。また佛國同第參六貳七號の『壬寅年貳月十五日莫高鄉百姓龍鉢略借絹契文』は

壬寅年貳月十五日。莫高

鄉百姓龍鉢略。欠_二闕疋

帛_一。遂於_二押衙王万端面

上。貸_二生絹一疋。長三丈六

尺。福闕壹尺八寸。其絹

利頭立機牒一疋。其鉢

略任_レ意博賣。若平

善到日。限至_二壹月_一。便

取_二於尺數本絹_一。若鉢

略身不_二平善_一者。仰_二者

口承人兄定奴。面上取_二於

尺數絹_一。若於_二卿

慢。絹主掣_二奪家資_一。

用憑_二充絹買_一。兩共

對面平章。不_二□□_一。

壬寅年貳月十五日。莫

高郷百姓龍鉢略。欠_二

疋帛_一。遂於_二兄定(奴)

癸卯年正月廿三日 張通溫手書 已

とある。これは貸借文契の原典には非ずして、壬寅年に契約者の間に取り交はした原文を翌癸卯年に張通溫といふ第三者が何かの目的より傳寫したものである。第十行目下部は類文に比較して恐くは不_三平善_一者、仰_三口承_一人兄定奴_二の誤寫なるべく、六行目の牒は牒の普通當字であらう。縹は縹・氎・疊布なども書する織物にして外國呼稱の漢字音譯、その實質は木綿布で、唐代には輸入品として高價なりしものであり、これ一疋を利息とする約束である。第十二行目下部には缺字あり、また誤寫と想はるるものありて遽かには判讀し難いが卿の字は恐くは輕の普通當字なるべく、輕慢は「アナドリ輕ンズル」の意であらう。此の佛國第參六貳七號燉煌文書の前半には、世界の支那學界に於て未だ全く知られて居らぬ俗文學物が存し、題して『漢八年楚滅漢興王陵變一鋪』と曰ふ。劉邦・項羽漢楚の争を題材として劉邦の臣なる王陵を篇中に活躍せしめたる變文、即ち變相押座文の一にして、支那俗文學研究上の貴重なる處女的史料で、何れ機會を得てこれに關する拙稿を公にせむと期して居る。此の變文の尾に二行に互りて次の識語あり、

天福四季八月十六日 孔目官 閻物

成 寫記

唐代民間に於ける度量使用習慣の實情と帛測布定尺の一實例

第三卷 二二九

第二號

三三

天福は後晋の高祖の元號にしてその四年 皇紀一五九九年
西紀九三九年 は己亥年なれば、此の契文の壬寅年は恐くは天福七年 皇紀一六〇二年
西紀九四二年 壬寅年なるべく、然らば五代の中葉の契文であるが、これにては幅壹尺八寸、長さ三丈六尺一疋の絹と爲つて居る。斯く中唐晚唐乃至五代時代の民間根本史料に徵證すれば、幅にては壹尺八寸・壹尺九寸、一疋の長さにては三丈六尺・三丈七尺二寸・三丈八尺五寸・三丈九尺・四丈などの諸例ありて、大體は幅壹尺九寸、長さ三丈八九尺を以て一疋とするのが此の間に於ける絹に對する民間的習慣なりしことを知り得られる。これを前掲の『通典』所見の絹一疋に對する法定幅長に比較すれば、幅に於ては法定の壹尺八寸より一寸だけ廣いものが多く、長さに於ては法定通り四丈のものもあり、また僅に一尺或は二尺短い三丈八九尺のものもある實情なれば、先づ數値の上のみにては法定基準は大體遵奉されてゐたものと見なければならぬが、更に熟考すれば果して此の計數が唐の法定尺に據る測定數なりしや否やを吟味せなければならぬ。法定尺に據るならば絹一疋の法定基準が大體遵奉されてゐたこととなるが、然らざる民間通行の慣用度尺、殊にその一尺が法定度器の一尺よりも長短のあるものなる場合には、同じ四丈・三丈九尺と謂つても其の實長は相當伸長或は短縮される筈であるから、絹一疋の法定基準を遵奉して居らぬことと爲つて來る。若し後者の實情ならば表面的形式的數値的には絹一疋に對する法定基準を遵奉してゐながら、裏面的實質的には之を遵奉して居らぬこととなる。利に敏に公を輕んずる當時の支那商賈の中には、時に斯様な欺騙な企圖を以て分銖の利を争ひしものあるべく、太府寺の印を偽造して、毎年八月定期の度量衡器の検査を受けずして、偽造の官印を鈐して検査済を偽る者さへありし實情より類推すれば、四丈の數値のみは法定に合致せしめながら、之を計るべき度器に非法定のしかも一尺の實長の多少長短のあ

る度尺を用ひて、其の一疋の法定實長を偷む者多くありしものと考察せざるを得ぬ。これ『唐律』卷二十六、雜律の中に度量衡器違犯に對する處罰規定が立てられある所以であると思ふ。即ち

諸校斛斗秤度不平。杖七十。監校者不覺減二等。知情與同罪

として太府寺金部に於ける斛斗秤度平校の際に起る不正行爲を處罰し、

諸私作斛斗秤度不平。而在市執用者。笞五十。因有增減者。計所增減。準盜論。即用斛斗秤度。出入官物而不平。令有增減者。坐贓論。入已者。以盜論。其在市用斛斗秤度。雖平。而不經官司印者。笞四十。

として法定標準に合致せざる度量衡器を私に製作して買賣取引に使用する者は笞五十の罰に處するのみならずその度量衡器と法定標準度量衡器との差より生ずる増減に對しては盜に準じて之を罰し、また官吏が官物の出納に當り不正行爲を以て増減有ら令むる者は之を贓罪として論じ、その際これの増加部分を官吏が自己の所有に歸せしむれば盜を以て之を論じ、坊市にて用ふる度量衡器がたとい法定に合致してゐて正しくとも、太府寺・州縣官司の検査合格印を缺くものなる時は無許可・無免許のものを公然濫用せる科によりて笞四十の罰に處せられるのである。違犯者處罰の規定は斯くの如く明示されてゐても、これが規定通りに行はれぬのが支那古今を通じての通弊である。違犯者がある爲に斯かる處罰の規定を定めあることは疑ふべきでないが、處罰の規定が有るから違犯者が殆ど無かりしものと謂ふ論法は成立せず、殊に支那のことであるから、非法度量衡器を平然として慣用する民衆の唐代に多かりしことは想像に難くなく、政府としても徹底的に之を取締ることが出來ず、少くとも地方民間に於ける慣行に對しては、それが官司に關係せずして民衆相互間の關係に在る場合には之を知りて知ら

ぬ態度を致したと思はれるから、唐代民間の買賣借貸契文に現はれる絹一疋の實長の如きは、少くとも文獻的・律令法文的には絶対に之を量り知ることが出来ぬ譯で、其の幅壹尺九寸、其の長さ三丈八尺・三丈九尺乃至四丈と謂ふ絹一疋の實質が、今日の我が曲尺に換算して、凡そ幅幾何、長さ幾何なるかを嚴密に確かめ知ることが、從來存する唐代の史料を以てしては全く不可能事たるに屬し、當時の民間根本史料たる此等契文を以てしても絶対に不可能なる事であり、南都の正倉院藏の御物中に遣唐使などの船載傳來したものと推察せらるる唐代度量器の現品が存して、牙尺・木尺・犀角尺・紅牙撥鏤尺・綠牙撥鏤尺・班犀小尺・碧瑠璃小尺・黃瑠璃小尺など三十一點の多きを算へ、我が曲尺カネザシを以てするそれらの實長の測定は明治五年以來先賢學者輩の手に據りて嚴密に行はれてゐて實に世界的の瓊寶であるが、三十一點何れも多少づゝの長短の差あり、またその各々の支那にて行はれたる時代を明確に知る能はざるのみならず、唐代布帛の測定に慣用したる度尺がその何れなるかをも知ることが出来ぬから、根本史料として最も價値の貴い唐代の度量器の實物を利用して、竟に唐代法定布帛一疋の實長や燉煌發見の唐代民間借貸契約文契に記されてある布帛一疋、雜布一端の長さの數の實長は今日これを明確に算出し得ざる譯である。實事求是、科學的考證研究を以て、幾部分たりとも未拓の野に基礎的研究の結果を樹てて支那學の發達に寄與せむと志す者にとりては寔に恨事なりと謂はねばならぬ。

五

大體從來の支那の書籍の記載法は學術的ならざる通弊が多く、何れかと謂へば文學的作物たるの臭味の多いものも多く、疎漫なるの傾向がある。正史には車服志・輿服志の項を設けあるもの相當に存するに拘らず、その圖

畫を附してない。車輿・服飾の如きものは如何に詳細にその委曲を記述しても、百年千年の後の人には圖畫が有らざれば之を確實に會得することは出来ぬ。また正史の郡國志・地理志はその記載は必ずしも疎雑とは謂へぬが之を示すべき地圖を附してない。これ近年楊守敬などが惜みて苦心作圖せし所以である。唐代の律令格式その今日に傳へらるるものより見れば諸法規甚だ整然として、さすがは文物典章の發達した唐朝の盛時を想見せしむるに足るものがあり、一例を『大唐六典』に採りて觀ても、その卷四、尙書禮部の條には大裘冕・衮冕・鷩冕・毳冕・絺冕・元冕・通天冠・翼善冠・遠遊冠・進德冠などの制を記しながらその形狀を示せる圖畫を示さず、卷七、尙書工部の條には長安の宮城や興慶宮の門樓宮殿の委曲を縷述しながら之が各位置を示す宮殿樓閣配置圖を附載して居らず、從來の支那書籍の記載は大抵比々皆然りと申しても過言でない。乃ち度量衡に關しても卷三、尙書戶部の條の金部郎中員外郎の項に法定規則を明記し、また卷二十、太府寺の條の主簿録事の項に斗秤量尺の檢定の規則を明記しながらその何れに於ても度量衡器の實長などを示す——量衡器は繪圖としてはその容積や重量を示すことは不可能の事なれども少くとも度量器はこれを爲し得る筈である——圖畫を掲げて無い。法定度量器の一吋・一尺の實長を紙幅の上に畫いても決して嚴密に正確でないことは喋々を要せぬが、しかし大略の實長は之を知り得るから、之を畫くは之を畫かざるに勝ること數等なりと謂はなければならぬ。

『新唐書』食貨志に高祖の武德四年 皇紀一二八一年 西紀六二一年 に開元通寶錢を鑄て其の徑を八分、其の重さを二銖四銖と定めたとある記載より、清の吳大澂は開元通寶錢の制作最精、輪廓完好のもの十枚を平列して實驗を試み、其の十枚を以て開元尺一尺の長さに適合するを知つたとその『實驗考』に謂つてゐるが、十枚にては八寸を得られる

も一尺を得られる筈は無い。但し開元通寶錢の徑を實測すると我が曲尺カネヤシの八分あるから、これを考據とすると唐の小尺一尺は我が曲尺の一尺に相當する。此の吳大澂の方法、開元通寶錢の徑八分を根本史料とする方法は、研究手法としては割合に著實にして學問的なりと謂ひ得らるるならむが、幸に此の方法に據りて唐代法定度尺の實長を知り得られ、それが事實皇國現行の曲尺カネヤシと全然同一制なることを知り得ても、唐代の民間には事實法定標準度器以外の標準を異にする各種の傳統的慣行的度器が慣行せられてゐたのであるから、開元通寶錢の徑八分より知り得たる法定標準度尺が廣く民間に於て布帛測定の度尺として嚴行せられたか否か、或は法定標準度尺は官司間相互の計會並に官民間相互の收授關係には無論勵行せられたと想はるるも、民衆相互間の私的買賣借貸契約などの場合には慣行風俗より之を用ひずして非法定の標準の異なる度尺を慣用したるものには非ざるか否かが明瞭でない限りは、此等の民間の私的契約文に見える絹一疋の幅や長さの數字の實長を今日茲に正確に知ることが出来ぬ筈である。假に政府より民に布帛を給與したる書類たる場合、或は租調として政府が民より收納したる場合の記録ならば勿論法定度尺に法りての長さであるが、民衆相互間の場合は必ずしも常に法定度尺に法りしものと斷ぜられぬ。また皇國現代に於て大抵普通の器具調度品の測定には曲尺カネヤシを慣用し、布帛類の測定には曲尺の壹尺二寸五分といふ甚だ複雑な比率の差のある鯨尺ウヂヤシを慣用しつゝある風俗事例あるなどに互審參稽すれば、唐代の法定小尺・大尺の實長を知り得ても直に以て之を一般民衆間に於ける布帛測定の慣用度尺なりと見て以て民間の私契に現はるる布帛一疋の長さを算出し我が曲尺を以て幾何となると斷ぜむは、研究方法として猶ほ早計たるの敗を受くるを免がれぬ。それ故に研究方法としては法定度尺は法定度尺として、民衆間に於ける慣用の布帛測定

度尺はまた該度尺として、それ／＼別箇の根本史料よりこれが獨立的研究を行ひその各々の結果を獲得して後に二者相互間の關係を論ずるのが最も妥當であり、その爲には唐代民間に於て此の度尺器を用ひて此の若干丈尺寸の布帛を測定したといふ證據の確實なる民間根本史料の存在せむことを熱望に堪へぬ。民間に於ける各種の傳統的風俗的の慣行力なるものは甚だ潛勢力のあるものにして、今日皇國にては曲尺カネザシと鯨尺クジラザシとが並用せられてゐるが——メートル法は最近時の事に屬するから暫く論外に置くこととする——布帛を計測し、衣服裁縫の寸法を測る時に曲尺・鯨尺の何れを用ひても支障ない譯なるに拘らず、長歳年間の慣行力はこれに限りて鯨尺を用ひ、凡そ布帛衣服裁縫に關する場合には特に言明せざる限は當然鯨尺に據れるものと諒解して居る。民間の尺度使用習慣に於ける斯くの如き實情は唐代に於ても同様なりしものと考察して宜しいと想はるるから、唐代の民間根本史料に於てその史料に見える所の幾丈幾尺幾寸を以て一疋一端とする布帛の測定に使用したことの明確なる度尺器が其の實長と共に今日明かなる場合は、その度尺は即ち當時一般民衆の間に於て布帛の測定用として廣く慣行せられぬものなること、猶ほ皇國現情の鯨尺の如きものなりしを知るべきであらう。然かれども茲に望むが如き種の唐代民間根本史料は容易に遺存し得べき様にも想はれず、先づ研究者の理想案としか考へられぬ。

然かるに何の幸ぞや、余が文部省在外研究員として昭和六年九月九日佛蘭西國巴里市に在留以來、寢膳を忘れて調査する所の佛國々立圖書館古文書部所藏の燉煌發見將來文書總計五千五百四十一點の中に、唯一點だけ此の種の唐代民間根本史料の遺存するものあるを發見して、轉た奎運に垂るる神物護助の洪恩に感激拜謝したのである。眞に是れ天地間の孤史料、大海の遺珠、宇宙間の瓊寶と評すべきものにして、而かも昔に皇國の支那學界に

於てのみならず、世界の支那學界に未だ全く知られて居らぬ處女的根本史料である。

此の貴重なる根本史料は該圖書館の登錄番號第參五六五號燉煌文書にして、此のあたりの號次の燉煌發見文書は從來解説目錄が出来て居らぬ爲に一般に公開閱覽を許さず、該圖書館備附の『燉煌文書解説目錄』(Catalogue de la Collection de Pelliot: Manuscrits de Touen-houang [敦煌]) 所見以外のものにして、余が調査中に館長オモク氏 (M. Omori) 司書官ローエー氏 (M. Laue) よりその佛文解説目錄製作を依頼せられて、はじめて閱覽調査を爲したる壹千四百點の未整理の燉煌發見文書中の一點なれば、實に世界的に未だ支那學者に知られてゐないものである。その貴重史料たるの故を以て入念に繕寫し、また該圖書館公認配屬の寫眞匠なるガンビエ氏 (M. Gambiez) に委囑して寫眞にも撮影して歸朝したるが、寫眞は技術の拙劣なる爲朦朧として複寫の可能性の殆ど無いものと爲つてゐるが、我が京都帝國大學文學部寫眞室の囑託高橋猪之介氏の苦心によりて漸くその面影を稍鮮明に複寫し得た。茲に珂羅版の口繪として提示する所の二葉はそれである。

此の佛國第參五六五號致煌文書は佛教經卷の紙帙の紙片を利用したるものにして、紙表に有るものが貴重史料たる『甲子年三月一日氾懷通等兄弟四人借絹契文』である。今これを原文書の貌のまゝに左に逐録する。申す迄もなく句點は余の加ふる所である。

甲子年三月一日立契。當巷氾懷通兄弟等。家内欠ニ少

疋白。遂於三季法律面上。貸ニ白生絹壹疋。長參仗

捌尺。福闊貳尺半寸。其絹賃後。到秋還ニ利麥

ふ肆石。比_レ至_二來年二月末。填_二還本絹。如若
於_レ時不_レ還者。於看郷_レ元逐_レ月生_レ利。而共割_二
面貸_レ絹爲_レ定。不_レ許_レ謂_レ移者。 7

貸_二絹人 文達 祢

貸_二絹人 懷達

貸_二絹人 懷住

貸_二絹人 兄懷 通

右の文契の第二行目の行頭の正白は或は白を帛の普通當字として使用せるものなるかも知れざれども、恐くは正帛の誤記なるべく、正帛とは一疋二疋と疋數を以て算へる絺綌綿綾雜布類を汎稱する中晚唐時代の民間通俗語にして、猶ほ現今の邦俗に布帛類を汎稱して端物・吳服などと謂ふ習慣のあるのと相擇ばぬ。此の正帛の語は當時の契文には習見する。試に一例を指摘せむか、現に前掲の佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參四五八號の『辛丑年四月三日押衙羅實信借絹范慶住契文』にも欠闕正帛即ち正帛を缺闕すとあり、同第參六貳七號の『壬寅年貳月十五日莫高郷百姓龍鉢略借絹契文』にも欠闕正帛とあり、何れも端物・吳服の意にして、此等の契文にては實質的には絹を意味する。斯かる種の唐代に於ける汎稱的俗語は相當多く存し、麥粟などの穀物類を汎稱する斛斗なる語の如きも亦然るのである。斛斗は量名で幾斛幾斗と使用せらるる稱呼であるが、穀物類は何れもその量を量るに斛斗斛合を以てする習慣であつたから、これに淵源して穀物類の汎稱として斛斗なる俗語が弘く行は

れたのである。一例を示さむか、英國々立博物館所藏スタイン氏將來文書第壹四七五號紙背の唐代立契文書貳拾通の中の第九番目の『沙州寺戶嚴君便靈圖寺佛帳麥契文』に

□年四月十五日。沙州寺戶嚴君。爲_レ要_二斛斗_一駝便_二□

遂_ニ於_二靈圖_一帳所。便_ニ麥參碩。並漢斗。其麥請_下□

至_ニ秋八月末_一還足_上。如違_レ限不_レ還。其麥請_二□

仍任_下將_ニ此契_一爲_二令六_一。掣_ニ奪家資雜物_一。□

充_中麥直_上。如身東西不_レ在。一仰_ニ保人等_一代還。□

人無_レ信。故立_ニ此契_一。書_レ紙爲_レ馮_下。

便_レ麥人 嚴君 年

保 人 劉歸子 年廿

保 人

見 人 僧法 葵

見 人 唐寺主

見 志 員

の如き實例がある。正帛の序ながらこれを述べて中唐晚唐時代の民間通行の俚俗語の如何を知る爲の參攷に供して置く。さて本論に還りて、第二行目の行尾の仗は丈の音通當字にして第三行目の福は幅の音通當字である。

第四行目の行頭のふは粟の字の中晚唐時代に於ける民間通俗字なること、當時の沙州地方の佛教寺院の出現破除歴即ち會計收入支出目録に習見する現象より歸納して甚だ明確で、佛國々立圖書館所藏燉煌文書第貳〇參貳號紙背・同第貳〇四〇號紙背・同第貳〇四九號紙背・同第參貳參四號紙背の『淨土寺直歲僧手下諸色出現破除歴』には夥多しく現はれて來て居る。第五行目の行尾の對は對の字の唐代民間通行の俚俗字、第六行目の栳の字は木偏を附したる普通當字の否にして、否を謂ふとは借用契約を否定したり、種々の口實を構へて契約の履行を肯んぜざるの意とも解せられぬこともないが、旁の字畫は不の如くにも、また否の如くにも見ゆること寫眞の示す通りで、しかも栳を否の普通當字と觀ずして、これを以て完い字なりとすれば、栳は栳勺・栳檐などと慣用せらるる文字にして杯と同じ字で「サカツキ」であるから、此處に於ける意義全く通ぜぬこととなる。想ふにこれは恐くは栳の字にして、最初これを誤記して栳に作り、更にこれを訂正して栳と致したものであらう。寫眞に憑りて見ても栳を栳に改め書した痕迹あるを充分に認め得ると思はれる。然らば栳を謂ふを許さずとは如何なる意味なるかと謂ふに、栳を謂ふとは恐くは自己の欲する所を得られざるを恨むとか、心の不平不満を謂ふとかの意の中晚唐時代に於ける民間通行の俚俗語ではなからうかと思ふ。邦俗の俚俗語に所謂彼此と文句を謂ふの意ではあるまい歟。その考據は『淮南子』卷十二の道應訓に盧敖と一士人との問答を記せる條ありて

今子游始於此。乃語窮觀。豈不亦遠哉。然子處矣。吾與汗漫。期于九垓之外。吾不可以久駐。若士舉臂而竦身。遂入雲中。盧敖仰而視之弗見。乃止駕。止栳治。悖若有所喪也。

とあり、その止栳治の三字は心栳治に作るべき傳寫の訛語ならむと謂はれるから、これは「心に栳治す」と讀

むべきであり、而して其の杯治の注に

楚人謂恨不得爲杯治。

とあれば、杯治とは自己の欲する所を得られざるを恨むの意にして蓋し楚地方の方言であらう。古く斯様な方言の存することより觀れば、これに緣由して中唐晚唐時代の民間通行俚俗語として、恨むとか、不平不満とかの意を杯と謂つたのではなからうかと考へ、此の異體文字を暫く杯の字と考定せむと欲するのである。第六行目の末尾の「フ」は以下空白文句の無いことを示せるものにして、後日に於ける策謀的文句の添加追記の起らむことを未然に豫防せるもの、恰も皇國現代に於ける戸籍の謄本や抄本に於て、同じ豫防目的より空白の二字を以てせる小朱印を文句の尾部に押捺するのと同じ現象である。二尺半寸の半は尺を單位とせる故に五寸である。

借主の汜懷通兄弟が自己を述ぶるに當り、當巷の汜懷通と謂へるより見れば、此の汜氏兄弟の居住地域は街巷地域にして即ち城内居住者なりと觀察せざるを得ぬ。巷の字は里巷・塗巷・閭巷・衢巷・衢巷・斜巷などと熟し、「チマタ」の意にして村野郷里の間の小道を指さないこともないが、また坊巷とも熟する文字にして、此の場合には都邑城内の小街の意である。此の文書に見ゆる當巷とは恐くは沙州々城内の坊巷の意にして、その巷名は貸借兩主間に善く熟知されてゐたから、文契上に於て單に當巷即ち此の小街と記して、敢て巷名を記さざりしものであらう。中唐晚唐時代の沙州州城内に中原の都邑同様に坊制がしかれ、各坊に坊名も存し居りしことは當時の根本史料に徴證して確實である。即ち佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參六參六號紙背の「丁酉年五月廿五日吳王七爲社戶吳懷實口承契文」に乗安坊なる坊名が見えて居る。曰く

社戸吳懷實。自丁酉年初春。便隨張鎮使。往於新城。其乘安坊巷社內使用亡贈。懷實全新所有。罰責

非輕。未有排批社人。把却綿綾二疋。無物收贖。今又往新城。

今遣兄王七口承。比至懷實來日。仰兄王七追贈。或若社

衆齊集。破罰之時。着多少罰責。地內所得物爲充贈。罰

倍社。或若懷實身東西不

來。不替諸人。只管口承人王七身上。恐後無人承當。

故勒口承人。押署爲驗。

丁酉年 五月廿五日

口 人 吳 懷 實

口 承 人 男 富 孛

口 承 人 兄 吳 王 七

右の文契は中晚唐時代の民間に自治的に組織せられた町内親睦相互扶助組合關係の文書にして社戸とはその組合員の家のことである。此の文契の中に社戸の吳懷實は丁酉の年初春より便ち張鎮使に隨ひて新城に往かむとす。其の乘安坊巷の社内使用の亡贈、懷實全く新たに所有すれば罰責輕きに非ず云々とありて乘安坊巷に町内親睦相互扶助組合が存し、組合員の一人なる吳懷實が、組合員の家に死亡者の生じたる時、組合より哀弔の意を表

唐代民間に於ける度器使用習慣の實情と布帛測定尺の一實例

第三卷 二四一

第二號

四五

して其家に贈呈すべき金品を押領して自己の私用に供して、辨償をして居らず、しかもそのままで新城に往かむとするから、兄の吳王七をして連帶保證人に立たしむるといふことが見えてゐるのであるから、これ唐代の沙州州城内に坊制の存したることを示すものである。また其の紙表に『尙書虞書舜典孔氏傳殘卷』の存する佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參〇壹五號紙背の沙彌五德十數の次に宅舎の位置廣袤に關する次の如き記載がある。蓋し宅舎の買賣文契の一部分の殘簡であらう。曰く

臨池坊西壁上小巷子北壁舎壹口。并屋上椽椽等間

壹扇。東西朋間捌口。南北朋間壹丈玖尺。東至呂定德。

西至_三呂_二傑。南至_三合_二大門_一道。北至_三巷子_一。

此の文契殘簡も沙州燉煌地方のものたるは疑の無いものであるから、茲に現はるる臨池坊なる坊名も沙州々城内の西壁に近接せる坊のものと考察せられる。また佛國々立圖書館所藏燉煌文書第貳五九五號紙背に賣地文書ありて

△坊東壁上空地一院。東西參丈玖尺。南北伍拾柒尺。

乾符二年乙未歲六月七日。慈惠鄉陳都知

爲_レ不_レ穩便。將_レ前件空地。出賣_レ與莫高

鄉百姓安平子。斷作便宜。

とある。これは慈惠鄉在籍の人なる陳都知が沙州々城内の或る坊内に所有せる空地を莫高郷在任の百姓安平

子に賣りたる場合のものと察せられる。此の空閑地の位置する或る坊が田野郷里の間に在らざること、第一に唐代の坊制は都邑に於て布かれたるものにして郊村に於て布かれざるものなること、第二に東壁の上とありて城壁の存在を示してゐることに依りて甚だ明確である。城壁の築造せられある都邑と謂へば、只今の場合には沙州々城か燉煌縣々城か壽昌縣々城かの三者しか無く、しかも事實上沙州々城と燉煌縣々城とは一致し居るのみならず、此の文書に現はるる慈惠・莫高の二郷名は燉煌縣管下十三郷の中の二郷名であるから、沙州管下の燉煌・壽昌の兩縣の中の壽昌縣には關係の無いものと考察せられ、結局此の空閑地の位置する坊は沙州々城内のものである譯である。坊の固有名稱こそ現はれて居らぬが、これ亦以て唐代の沙州々城内に坊制の布かれてゐたことを證據だつるものであると思ふ。前掲の臨池坊が沙州々城内の坊名ならむことを謂へるも西壁の上とあるが爲で、其の理由は全く乾符二年の文書の東壁の場合に於けるものと等しい。尙ほ唐代の沙州々城内に坊制の布かれてゐたことを證據だつる根本史料は他にも多く遺存して居るが、先づ右に指摘したる三實例を以てすれば充分であらうから、敢て茲に毛語絮説することを致さぬ。斯くて乘安坊・臨池坊・某坊の存在と互審參稽する時は、同じく燉煌發見文書にして、しかも其の内容が沙州燉煌縣地方在住の本貫人の生活に關するものなるなれば、此の佛國第參五六五號の氾懷通の借絹契文に見ゆる當巷は、沙州々城内の坊巷の巷なりと認めなければならず、その當然の結果として、此の氾懷通兄弟は沙州々城内の坊巷居住者なりと觀ざるを得ないのである。

六

却說此の契文の内容は、氾懷通兄弟の家に疋帛が缺少したから、長さ三丈八尺・幅二尺五寸の白生絹一疋を此

の甲子の年の三月一日に借り、その年の秋の收穫期即ち家庭經濟力の潤澤と爲りし時期に、先づ所約の利息たる麥粟四石を貸主たる僧の李某に納入し、翌乙丑の年二月末に及びて借る所の一疋の本絹を返却すると謂ふ意にして、要するに貸借期間は滿一箇年間、その利息は麥粟四石である。而して當時の沙州燉煌地方の經濟的實情より觀て、此の本絹一疋は氈懷通兄弟が衣服材料として借りたるものには非ずして、生活上に必要な財物、即ち一種の貨幣として之を借りたるものなること甚だ明確である。彼等兄弟は此の一疋の絹をその消費支出に應じて之を截斷して貨幣の代りに使用し、以てその生活維持費の不足額を補ひたるものである。貸の字が借の意と通ずることとは前に説く所、更に贅言するを要せぬ。而して此の契文の制作時代は單に甲子年とのみありて明かでないが、他の同類文書との比較・紙背に見える第四帙の三大文字の筆致などより鑒定して、如何に時代を遅しとしても晚唐時代を降らざるものと考察せらるるを以て、少くとも中晚唐時代一般民間に於ける布帛測定の度尺の研究の參攷史料と爲し得ると信ずる。但し此の契文のみにては前に掲ぐる所の數篇の『借絹契文』と等しく布帛測定の度尺の研究に貴重なる考據を提供し得ぬが、此の佛國第參五六五號文書はその紙背に實に重要な史料があるのである。

前述の通り經卷の紙帙を利用した文書と見えて、紙背の左端に第四帙の三字の大書せるを見るが、その中央部に斜に一直線上に「」の如き記號標記を附せる左の記載がある。

「」尺 在 文 書 見 上

此の兩端の記號標記が度尺器を置いてその兩端の盡くる所を標示したるものなるは贅言を要せずして明確である。矧んや一直線上に位置する兩記號標記の中間に尺在「」文書「」見の五字を大書しありて、契文に謂ふ所の白生絹の一疋の幅や長さを示す丈尺の數の準據が此の度尺を標準とせるものなることを特筆説明せるをやである。即ち

此の兩記號標記の挟む一直線の距離は、此の際の白生絹を計測したる度器一尺の長さなのである。此の度器一尺の長さの圖畫のあることが此の燉煌文書の龍睛にして、萬金の史的價値を具へてゐる所以なのである。

此の兩端の記號標記は相當に肥畫に毛筆を以て畫してあり、其の外邊より外邊までを紙幅の皴を考慮して精密に測ると、我が曲尺の壹尺四分の長さあり、其の内邊より内邊までは曲尺壹尺貳分の長さあり、記號標記の墨線の幅が各々一分宛ある譯である。尺度器を紙上に安置して其の長さの兩端を毛筆を以て記する場合、毛筆の筆畫の幅だけ度器の兩端外邊に長さを添加することとなるは毛語絮説する迄もないことであるから、此の圖畫に於ける尺度一尺の實長は實に兩記號標記の筆畫の内邊より内邊までの長さでなければならず、それが曲尺を以て壹尺二分なのであるから、此の白生絹貸借に際して使用したる度尺一尺は實に我が曲尺の壹尺二分に相當するものなりしことを的確に知り得るのである。しかも此の度尺が中晚唐時代の民間にて一般的に布帛を測るに慣用するものなりしことをも略推知し得るのである。

此の度尺を以て契文に見ゆる白生絹一疋の長さ三丈八尺・幅二尺五寸を曲尺に換算すれば、それ〴〵三丈八尺七寸六分・二尺五寸五分となる。沅懷通の借りたる白生絹一疋の實長・實幅はこれだけのものなりしことは科學的に正確なのである。此の唐代に於ける布帛測定民間慣用尺の一尺が我が現行の曲尺壹尺二分に相當することより前掲の幾多の『借絹契文』に見える幅壹尺八寸・壹尺九寸はそれ〴〵我が現行の曲尺の壹尺八寸三分六厘・壹尺九寸三分の實長あり、絹一疋の長さ三丈六尺・三丈七尺二寸・三丈八尺五寸・三丈九尺・四丈はそれ〴〵曲尺の三丈六尺七寸二分・三丈七尺九寸四分四厘・三丈九尺二寸七分・三丈九尺六寸八分・四丈八寸の實長ありしことを的確に知り得る譯である。唐政府の律令の明文上に法定せる帛綾絹緇一疋の長さ四丈、布一端の長さ五丈は法

定であるから、當然法定標準度尺を以て謂へるものと考へられ、而して開元通寶錢の徑八分に據りて考究せる結果並に猪飼敬所が『讀禮肆考』卷下に於て論定せる結果に徵證し、何れも唐の法定標準度尺は皇國現行の曲尺カキシと全く同一制なるを知り得れば、唐令に規定せる布帛の幅濶尺八寸は我が曲尺の壹尺八寸、帛綾絹純一疋の長さ四丈は我が曲尺の四丈、布一端の長さ五丈は我が曲尺の五丈である。然からは同じく絹一疋四丈と謂ひても、唐令所見の四丈と民間の買賣貸借契約文契所見の四丈との間には曲尺八寸の差ありて、即ち民衆相互間にて慣用する布帛測定尺の一尺は、政府法定尺の一尺に比較して我が曲尺の二分だけ長いのである。それ故に甲人が乙人に布帛を貸す場合、法定尺を以て貸し付け、返済收納の場合此の民間慣用の布帛測定尺を以て收納すれば、一疋につきて八寸宛の利潤・不正利得を爲すこととなり、幾百疋・幾百端の買賣取引を爲す場合には莫大なる利得を博することとなる。また善良なる甲人が乙人より布帛を購入する場合、法定度尺を以て之を購入し、之を老獐なる丙人が更に甲人より轉賣して貰ふ場合一般民間慣用の布帛測定尺を以て契約を爲さば、善良なる甲人は一疋につきて八寸宛の損失を爲すこととなり、幾百疋、幾百端の買賣取引を爲す場合には莫大なる損失を招く。此の差あるに著目して善良なる人を欺騙し、不正行爲・不正營利を企て分銖の利を貪りたる老獐の商賈も當時甚だ多かりしなるべく、その不正索利の心境は猶ほ皇國に於て往々村野の姦宄なる小商賈・行商人などが八桢ハチバネと稱して法定量器の八合か九合の容量しか盛り得ざる不正なる非合格量器を私かに用ひ、以て一升と稱して善良なる婦女子の顧客を欺く者あると一般である。

然からは唐政府の布帛測定法定尺の一尺が何故に民間慣用の布帛測定尺の一尺より我が曲尺の二分だけ短いのである歟。換言すれば民間慣用の布帛測定尺の一尺が何故に政府の布帛測定法定尺の一尺より我が曲尺の二分だ

け長いのである歟。想ふにこれは次の如き歴史的事情に緣由するのではあるまい歟。尺度は時代の降るに隨ひて漸次伸びて來るといふのが學界の通説である。その意味は前代の一尺と後代の一尺と、同じく一尺ながら前代の一尺を以て後代の一尺を測ると一尺三寸もあると謂ふ意である。即ち同じ一尺ながら後代のものの實長が長いのである。『隋書』卷十六、律歷志上、律直日の審度の項に據ると、晋前尺の一尺を基準として見る時、後魏前尺の一尺は晋前尺を以てすれば一尺二寸零分七釐、隋開皇官尺の一尺は一尺二寸八分一釐あるとあるが之を證する。唐は『隋書』律歷志に所謂周尺を復原して小尺の標準を定めたが、一般民衆間に既に慣用されて習俗と爲れる實長の延びた度尺を無視することが出來ず、これを法制上に認めて小尺の一尺二寸の實長ある一尺、即ち大尺をも法的に認めたとのである。斯く變尺は時代の降るまゝにその實長の伸びる傾向のあるものであるから、南北朝から隋・唐時代へと民間慣用の度尺の一尺度器にして、古尺に比して其の實長の稍伸びたものが各種漸次行はれたと考へられる。此の佛國第參五五號の『甲子年三月一日汜懷通等兄弟四人借絹契文』の紙背に登載標記せられたる民間慣用布帛測定尺は、此の比較的實長の伸びたる度尺であると想はれる。然るに唐政府の法定標準尺は隋や南北朝時代よりも遙に古代なる周代に於ける古制の周尺の復原であるから、唐政府の法定尺を以て唐時代民間慣用の度尺を測れば、その何れも必ずや法定尺の一尺よりも若干長い一尺にして、法定尺の一尺を超過せる實長を有したるに相違なく、その或るものは法定尺の一尺二寸の長さを以て一尺として慣行せらるるものさへあり、唐政府が之を法的に公認して大尺としたること前述する通である。然れば此の契文に見ゆる所の民間慣用布帛測定尺の一尺の實長が、唐政府の法定標準尺の一尺のそれに比較して我が曲尺カマヤジの二分だけ長いことは、これが唐政府の法定標準尺の據る所の度尺よりも、その發生慣行の歴史的緣由に於て比較的後代に屬するものなることを示

して居るものと思はれる。而して唐政府の法定標準尺度の據る所は甚だ古い周尺であるが、此の民間慣用布帛測定尺が何代頃に發生慣行し初めしかは遺憾ながら遽に知ることが出来ぬ。然かれどもその少くとも南北朝時代以後に在らむことは略ぼ推想し得らるることにして、斯くして唐代には布帛の測定に政府の法定尺の存するに拘らず、一般民間に於ては南北朝以來の民間慣用尺を使用し、その一尺が我が曲尺の一尺二分の實長ある慣用度量器を以て専ら布帛の測定に使用してゐたことを知り得るのである。即ち唐代少くとも中唐晚唐時代の民間に於ける布帛測定は此の度量尺を以てするのが一般的習慣なりし譯である。

既に唐政府の法定の度量尺があるに拘らず、民間に於て布帛の測定に當り斯くの如き非法度量尺を慣用せる現象は、現今の我國人より觀れば奇怪にも見えるが、度量衡に於ける此の種の現象は支那に於ては古今を通じての普通のことにして、決して珍らしいことではない。清の顧炎武の『日知錄』卷十、斗斛丈尺の條に據ると

今北方之量。鄉異而邑不同。至有以五斗爲一斗。一闕之市。兩斗並行。至其土地。有以二百四十步爲一畝者。有以七百二十步爲一畝者。有以三百六十步爲一畝者。其步弓。有以五尺爲一步。有以六尺七尺八尺爲一步。

とあり、同じ一斗・一斛・一丈・一尺と謂ひても、地方習慣に據りて其の實量・實長に差異のあるものが民間にて平然として慣用せられるのが支那古今の實情であるから、政府の法定尺が嚴として存する唐代に於て、布帛測定に政府法定尺よりも一尺の實長の我が曲尺の二分だけ長い民間の習慣度量尺が普く民間に於て慣行せられてゐても何等怪しむに足らぬことである。

敘上論ずる所甚だ簡單であるが、貴重にして稀覯なる唐代民間の根本史料の紹介に併せて、聊か當時に於ける度量器使用習慣の一斑を述べたのである。〔完〕